

評議員報酬等並びに費用に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(以下「認定法」という。)第5条第13号及び公益財団法人放射線影響協会(以下「協会」という。)の定款第13条の規定に基づき、協会の評議員の報酬等並びに費用について定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、次の号に掲げる用語の定義は各号に定めるところによる。

- (1) 報酬等とは、認定法第5条第13号で定める報酬、その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称の如何を問わない。費用とは明確に区分されるものとする。
- (2) 費用とは、職務執行に伴い発生する交通費、旅費(宿泊費及び雑費を含む。)等の経費をいう。報酬等とは明確に区分されるものとする。

(報酬等)

第3条 評議員の報酬等は、評議員手当とする。

(評議員手当)

第4条 評議員手当は、評議員会出席1回につき、30,000円とする。

(報酬等の支給方法)

第5条 評議員の報酬等は、法令に基づき評議員の報酬等から控除すべき金額を控除し、その残額を通貨で直接評議員に支給する。

- 2 前項の規定にかかわらず、評議員から申出があった場合には、本人が指定する銀行の本人名義の口座への振込みの方法により支払うことができる。

(費用)

第6条 評議員がその職務遂行に当たって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては前もって支払うことができる。

- 2 評議員には、出張に要する旅費(宿泊費及び雑費を含む。)について実費相当を支給することができる。

(辞退)

第7条 支給対象者から、報酬等もしくは費用の一部または全部の受け取りを辞退するとの申し出があった場合は、報酬等もしくは費用を支給しないことができる。

(公表)

第8条 協会は、この規程をもって認定法第20条第1項に定める報酬等の支給基準を公表するも

のとする。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

附則

この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。